

公益社団法人茨城県臨床検査技師会

組 織 運 営 細 則

第1章 総 則

(総則)

第1条 この法人の組織運営は、組織運営規程のほか組織運営細則（以下「本細則」という）の定めるところによる。

2 「本細則」とは、この法人の事業執行に関する基本的事項、業務管理の手続き、業務遂行のための基準を定めたものをいい、各種規程に準拠し規定を補うための詳細について定める。

第2章 入会金・会費

(会費・入会金)

第2条 定款 第2章 第7条による会費は、正会員1名につき年額 6,000円とし、入会金 1,000円、再入会金は500円とする。

2 名誉会員は、原則として会費は免除する。

第3条 賛助会員の会費は、1個人及び法人につき年額 20,000円とし、入会金は無料とする。

(納入期限)

第4条 会費納入期は、次のとおりとする。

- (1) 新入会員は入会手続きと同時に入会金及びその年度の会費を納入する
- (2) 継続する会員は前年度の3月15日までにその翌年度の会費を納入する
- (3) 前項ができない場合は、年度内に納入する

(使途)

第5条 入会金並びに正会員会費及び賛助会員会費は、一事業年度における合計額の25%以上を当該年度の公益目的事業に使用するものとし、その割合は理事会で決定することとする。

第3章 旅 費

(目的)

第6条 旅費の取り扱いは、この法人の役員及び会員が業務執行に係わる、出張旅費及び諸経費等の費用を弁償するために定める。

(旅行の手続き)

第7条 業務執行に係わる出張をする場合は、理事会の承認を経て、所定の復命書及び活動請求書に記載し、総務局長を経て会長に提出しなければならない。

2 出張者は、原則として、帰着後10日以内に前項の書類を提出し、費用請求をする。

(旅費の種類)

第8条 旅費の種類は鉄道賃、船賃、車賃、航空費、諸経費、宿泊料とする。

(旅費の額)

第9条 鉄道賃、船賃、車賃、航空賃は原則として普通運賃の実費とし、諸経費は

1,000円、宿泊は宿泊実費として12,000円を上限とする。

2 活動がWebを利用した場合は通信費として500円を支給する。

3 鉄道1路線100キロメートル以上の出張には特別急行料金を支給する。但し、県内は除く。

4 自家用車の場合は、1キロメートルにつき15円を乗じた金額とする。

高速道路利用の場合は、通常料金片道の金額とする。

(旅費の制限)

第10条 会長は時宜、旅費の一部もしくは全額を支給しないことができる。

(取扱の特例)

第11条 特別な事情により、この章の適応ができない場合は、理事会で協議し、別に定める。

第4章 事務員就業

(目的)

第12条 定款 第5章 第30条の事務職員については、この法人の事業に関する事務手続きなどを円滑に執行するためのものであり、事務職員の雇用及び就業に関する事項を定める。

(採用)

第13条 応募者の中から会長及び総務局長が自筆履歴書等で書類選考と面接を行い知識、技能、性格等を考査、又は調査し、理事会の承認を得るものとする。

(服務義務)

第14条 事務職員は、常に品位を保ちこの法人の名誉を毀損することのないよう努めること。

2 会長の指示命令に従うこと。

3 事務所の物品と経費の節約に努め、この法人の利益を害することのないよう努めること。

4 業務上知り得た秘密を他にもらさないこと。

5 常に事務所の整理整頓に注意し、盗難、火災予防、その他安全衛生に留意すること。

6 その他、この規定を遵守すること。

(勤務)

第15条 事務員の勤務は雇用契約日時とする。

2 総務局長は、臨時の出勤が必要と認めた時には、本人の同意を得てこの定めにかかわらず勤務時間を延長、もしくは短縮し、または雇用契約日時以外に勤務させることができる。

(出張)

第16条 総務局長は、必要と認めた場合は出張を命ずることができる。出張を命ぜられた事務員には、第3章 旅費により報酬を支給する。

(給与)

第17条 事務員の給与は、時間給、交通費、超過勤務手当を支給する。

2 給与は実働時間を計算し支給する。

3 給与は通貨で全額直接本人に支給する。ただし法令に基づくものはあらかじめ控除して支給する。

4 雇用契約日時以外に勤務した超過勤務手当はパートタイム労働者就業規則に応じて支給する。

5 交通費は公的機関の費用に準ずる費用とする。

6 通勤時に災害が発生した場合は補償の限りではない。

(雇用契約)

第18条 雇用期間は、1時間以上から1年以内の契約期間とする。

2 雇用契約書は、理事会が別に定める様式とする。

(退職)

第19条 事務員から次の事由に該当したときは退職とする。

(1) 雇用期間が満了したとき

(2) 本人が退職を申し出て会長が承認したとき、または退職の申し出から30日を経過したとき

2 1ヶ月以上の雇用契約事務員が退職しようとしたときは、少なくとも30日前にその旨を申し出なければならない。

(解雇)

第20条 事務員が次の各号のいずれかに該当するときは解雇することができる。

(1) 勤務成績不良で事務員としては不適当と認められたとき

(2) 心身の故障により業務にたえられないと認められたとき

2 事務員を解雇するときは、少なくとも30日前に予告する。

(取扱の特例)

第21条 この章に定めのない事項、疑義が生じた場合は理事会の決議による。

第5章 専門委員会

(総則)

第22条 この法人の組織運営規程 第6章 第26条の専門委員会設置に関する事項について定める。

(目的)

第23条 定款 第1章 第3条の目的に則り、専門委員会に関する事項を定め、組織運営が円滑に図れることを目的とする。

(委員会と事業)

第24条 前条の目的達成のために、次の専門委員会を置く。

- (1) 役員推薦委員会・・・この委員会は、組織運営規程 第4章 第9条により、別に定める「役員推薦規程」に則りこの事業を推進する
- (2) 規約検討委員会・・・この委員会は、庶務部が補佐し、定款及び諸規程等に関する検討を理事会に答申する
- (3) 精度管理委員会・・・この委員会は、学術研究部が補佐し、精度管理事業を推進する
- (4) 広報委員会・・・この委員会に編集部会とIT部会を置く。広報編集事業を推進し、ホームページを活用して情報交流を企画運営する
- (5) 表彰推薦委員会・・・この委員会は理事会が補佐し、「本細則」第6章に定めた事業を推進する
- (6) 学術査読委員会・・・この委員会は、「生涯教育部会」と「査読部会」を置く「生涯教育部会」は学術研究部が補佐し、生涯教育・研修会などに関する事業を推進する。「査読部会」は庶務部が補佐し会誌掲載論文等の査読を行い、掲載および発表の採否を判断する
- (7) 公益事業活動委員会・・・この委員会は渉外公益事業部が中心となり、地区担当理事が補佐し、公益事業活動を推進する
- (8) 関連団体交流委員会・・・この委員会は渉外公益事業部が補佐し、関連団体等に関して交流を推進する
- (9) 賛助会員連絡協議委員会・・・この委員会は庶務部が統括し、賛助会員との交流を推進する
- (10) 倫理委員会・・・この委員会は理事会及び有識者が危機管理・個人情報保護及び臨床検査技師の人間性を高めることなどを推進する
- (11) 精度保証委員会・・・この委員会は精度保証施設認定に関する事項を円滑に運営し、臨床検査データの標準化を推進する。
- (12) 特別委員会・・・その他、理事会が必要と認めた場合に設置する

(委員長及び副委員長)

第25条 前条の委員会には、組織運営規程 第6章 第26条に拘わらず、副委員長を置く

ことができる。

(委員会議録)

第26条 委員会の開催内容は、所定の事項を記載し議事録として、総務局長に提出しなければならない。

第6章 表彰推薦

(目的)

第27条 この章は、この法人が行う表彰推薦に関することを定める。

(表彰の種別)

第28条 表彰推薦の主な種別は次の各号とする。

2 この法人に基づく表彰

(1) 功労者表彰、特別功労者表彰

(2) 永年会員表彰

(3) 学術業績者表彰

(4) 特別表彰

3 行政庁及び関連団体による表彰

(1) 茨城県関連表彰

(2) 茨城県知事表彰

(3) 国務大臣表彰

(4) 叙勲など

(5) 関連団体表彰など

(表彰の審査)

第29条 前条の表彰推薦に関わる審査のため、「本細則」第5章 第23条で定める表彰推薦委員会を置く。

2 委員会の構成は、若干名とし理事会で推薦し会長が委嘱する。

3 委員長は委員の互選による。

4 この委員会の召集は、必要に応じて委員長が召集する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

6 委員長は、次の期日までに会長に報告しなければならない。

(1) この法人に基づく表彰推薦については、総会又は学会30日前まで

(2) 行政庁及び関連団体による表彰推薦については、推薦書類提出期限前の理事会開催前日まで

(表彰・推薦・選考基準)

第30条 表彰選考基準については、次の各号による。

2 この法人に基づく表彰

(1) 功労者表彰、特別功労者表彰

地域・地区において功績のあった者、又は 定款 第 5 章 第 2 2 条の役員、組織運営規程 第 6 章 第 2 6 条の専門委員、「本細則」第 7 章 第 3 5 条の学術研究部門員 4 年以上経歴し 4 0 歳以上に達した者

(2) 永年会員表彰

この法人の正会員として 1 5 年以上在籍し、5 5 歳に達した者

(3) 学術業績者表彰

この法人の名声を高揚する研究発表者、前年度の会誌掲載優秀論文として推薦された者、学術的に特に功績があったと認められる者

(4) 特別表彰

前各号のほか、特に理事会で表彰を必要と認めた者

3 行政庁及び関連団体による表彰

(1) 茨城県関連表彰

功労者表彰の受賞者で、4 年以上経歴し原則 4 5 歳以上に達した者

(2) 茨城県知事表彰

前号の受賞者で、更に臨床検査技師の地位向上、本会の発展に功績のあった原則 5 0 歳以上に達した者、又は特に理事会で表彰推薦を認められた者

(3) 国務大臣表彰

この法人の役員を 6 年、又は学術研究部門分野員で 1 0 年以上経歴し、臨床検査技師の地位向上、発展に功績のあった原則 5 5 歳以上に達した者
特に理事会で表彰推薦を認めた者

(4) 叙勲など

この法人の役員を 8 年、又は学術研究部門分野員で 1 2 年以上経歴し、臨床検査技師の地位向上、発展に功績のあった原則 6 0 歳以上に達した者で特に理事会で表彰推薦を認められた者、又は行政・監督官庁などより推薦された者

(5) 関連団体表彰など

他団体の表彰者選出の依頼に関しては、その表彰に応じ特に理事会で表彰推薦を認めた者

4 その他の表彰は、必要に応じて選考し会長に報告する。

5 各種推薦に関しては三役会及び理事会の承認を得る。

(表彰方法)

第 3 1 条 この法人の表彰は次により行う。

(1) 功労者表彰及び永年会員表彰は定期総会で表彰する

(2) 学術業績者表彰及び特別表彰は学会式典で表彰する

(3) 被表彰者には、表彰状と記念品を添えて表彰する

(4) その他の表彰は、必要に応じて行う

第7章 学術研究部運営

(目的)

第32条 この法人の定款 第2章 目的及び事業と 組織運営規程 第6章 第22条 学術研究事業を円滑に推進するために定める。また精度管理事業及び部門別分野別検査研究を推進し、学術事業活動に寄与することを目的とする。

(組織)

第33条 学術研究部理事を次の担当に分ける。

- (1) 精度管理・精度保証担当
- (2) 生涯教育・研修会担当
- (3) 臨床検査学会・臨床検査フォーラム担当

(業務)

第34条 学術公益事業において、生涯教育・研修会などに関しては「生涯教育・研修運営内規」で、また学会運営に関しては、「臨床検査学会運営内規」で別に定める。

(部門)

第35条 前条の事業を達成するため、以下の学術研究検査を5部門に、分野を13に分類する。

- (1) 生物化学分析検査部門
臨床化学分野、免疫血清分野、情報システム分野
- (2) 生理機能検査部門
神経・機能検査分野、画像検査分野
- (3) 形態検査部門
病理検査分野、細胞検査分野、一般検査分野、血液検査分野
- (4) 感染症学検査部門
微生物検査分野、公衆衛生（疫学）分野
- (5) 生命倫理検査部門
遺伝子・染色体検査分野、輸血・移植検査分野

(役員及び委員)

第36条 次の役員及び委員を置き、原則として定数とする。

- (1) 学術部長 1名
- (2) 学術担当理事 3名以内
- (3) 部門長 各部門 1名（分野長兼任可）
- (4) 分野長 各分野 1名（部門長兼任可・分野委員兼任）
- (5) 分野委員 各分野 4名以上6名以内

定数内の委員数変更は所定の様式で理事会に申請し承認を得る

- 2 学術部長及び学術担当理事は理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 部門長は学術部長が推薦し、会長が委嘱する。

- 4 分野長は部門長が推薦し、会長が委嘱する。
- 5 分野委員は部門長が推薦し、会長が委嘱する。
- 6 役員及び委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(会議)

第37条 学術研究部門会議は、定款 第5章 第22条の定めによらず、前項35条の役員及び委員で構成する。

- 2 部門長・分野長会議は毎年2回以上開催する。
- 3 学術部長又は学術担当理事は、議長となって次の事項を協議し理事会へ提案する。
 - (1) 学術研究部関連の年度事業の計画と予算
 - (2) 学術研究部関連の年度事業の報告と決算
 - (3) その他、学術研究部関連の事業に関する事
- 4 学術研究部門会議の内容は、所定の事項を記載し議事録として、総務局長に提出しなければならない。

(事業計画及び報告)

第38条 部門長は、事業計画(学術活動計画書)及び事業報告(学術活動報告書)を学術部長に提出しなければならない。

- (1) 学術活動計画書(案内)を実施日の60日前に提出しなければならない。
- (2) 学術活動報告書を、活動終了30日以内に提出しなければならない。

(会計)

第39条 部門長は、次年度の予算案を定められた期日までに、所定の様式で学術担当理事に提出しなければならない。

- 2 部門長は、事業の収支を適正に処理し、会計監査を受けなければならない。

(議事録)

第40条 すべての関連会議の内容は議事録として記録され、総務局長に提出しなければならない。

第8章 臨床検査学会

(総則)

第41条 臨床検査学会は、この法人が、定款 第1章 第3条に則り、開催するものでありその運営は、この章の定めるところによる。

- 2 円滑な運営を補うための詳細について「学会運営内規」を定めると

(名称)

第42条 この学会は「茨城県臨床検査学会」(以下「本学会」という)と称する。

(目的)

第43条 「本学会」は、会員の研究成果の発表と討論を通じて臨床検査技術の向上及び会員の地位の向上をはかること、あわせて公衆衛生の向上とする公益事業の開催を目

的とする。

(開催及び告示)

第44条 開催地、開催年月日は、理事会の決定に基づき通常総会で公示する。開催は、原則として臨床検査フェアを隔年で実施し、担当地区は交代制とする。

(参加資格)

第45条 原則として、発表者及び共同研究者は年度会費を完納した、この法人の会員に限る。正会員以外の共同研究者ならびに学会参加者は、別に定める「学会運営内規」により学会参加費を納めるものとする。但し、理事会で認めたものは、この限りではない。

(実行委員会)

第46条 実行委員会の詳細は、「学会運営内規」で別に定める。

2 実行委員会は、理事会にて学会開催地区の決定後60日以内に開催し、学会終了後解散する。

(会計)

第47条 「本学会」は、この法人の予算及び参加費等で運営する。

2 学会長は、あらかじめ学会予算書を作成し理事会に提出し、承認を得る。

3 学会長は、学会終了後60日以内に決算書を理事会に提出し、承認を得る。

第9章 慶 弔

(総則)

第48条 定款 第3章 第5条に定める会員及び監事、顧問、関係団体役員等に伴う慶弔費の給付を定める。

(病氣見舞弔慰)

第49条 会員及び監事、顧問が30日以上長期療養をする時は、見舞金として5,000円支給する。

2 会員及び監事、顧問が死亡したときは、香料10,000円及び生花(花輪)一基相当を給付し弔電を打電する。

3 この法人を代表して役員を派遣する。

4 前項が生じた場合は、会員及び施設連絡責任者が地区担当理事に連絡し、慶弔給付申請書を組織更生担当理事に申請する。組織厚生部長は、速やかに三役の承認を得る。

5 他の関係団体役員等については、速やかに三役で協議し、慶弔費及びその他の給付及び役員の派遣を決定する。

6 該当事項発生後申請を怠り、3ヶ月を経過したものは、この規定を受ける事ができないこともある。

7 災害発生における「り災見舞金」等の給付は、時勢を考慮し給付金額およびその

運用を理事会で決定する。

(慶祝)

第50条 この法人の関連団体関係等が開催する祝賀行事などに招待された場合は、相応の金品で慶祝する。金額及び役員の派遣については、理事会の承認を得る。

第10章 賛助会員連絡協議会

(目的)

第51条 この法人の正会員及び賛助会員との懇親融和と事業の適正化を図り、茨城県の福祉、地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(会務及び委員)

第52条 前項の目的を達成するために、次に掲げる事項を協議する。

- (1) この法人の正会員及び賛助会員の懇親融和に関する事
- (2) この法人及び賛助会員の緊急時対策（危機管理）に関する事
- (3) この法人の事業に関する賛助会員との協議、調整に関する事
- (4) 臨床検査全般の適正化に関する事
- (5) その他目的達成に必要な事項

2 委員は、この法人の理事2名、賛助会員4名、その他委員長が指名した者とする。

3 委員長は、賛助会員の委員の互選により選出し、委員会を召集し、議長を務める。

4 書記は、委員の互選により選出すし、委員会議事録を作成し保管・管理する。

5 会議は、会長と協議し委員長が召集し、委員会議事録は理事会に報告しなければならない。

6 委員の任期は、2年とし再任を防げない。

第11章 学術査読

(目的)

第53条 この章は、この法人の会誌「茨臨技会誌」掲載論文の水準の維持・向上を図るため投稿原稿の査読を行う。

(対象)

第54条 推薦された学会論文ならびに会員投稿による論文等を査読対象とする。

(方法)

第55条 学術査読の詳細は、「投稿査読内規」で別に定める。

2 査読は、投稿された原稿が「投稿査読内規」に基づき適正を審査する。

3 採否の決定を投稿者に通知する。

4 不採用の場合には、理由を付して通知する。

第 12 章 附 則

(改廃)

第 56 条 新しい事項で本細則に定めていないものは、理事会の議決を経て、「内規」等で定める。

第 57 条 本細則の改廃は理事会の議決による。

(附則)

- 1 この規定は、平成 25 年 8 月 1 日より施行する。
- 2 この規定は、平成 29 年 3 月 11 日より施行する。
- 3 この規定は、平成 30 年 5 月 27 日より施行する。
- 4 この規定は、平成 30 年 9 月 9 日より施行する。
- 5 この規定は 2019 年 4 月 7 日より施行する。
- 6 この規定は 2020 年 10 月 1 日より施行する。

